

タイトル～<「健康増進法改正」の告知を、『警察庁が発する』深読み>

■そもそも…【健康増進法】の改正の概要を確認。

【健康増進法の一部改正】は、『望まない受動喫煙の防止を図るため』との定義にて、「昨年(2018年)7月25日」に、改正法が公布された。その後、本年「1月17日」、【改正法の施行期日を定める政令】が公布されました。(※喫煙専用室等の「技術的基準」については、本年「1月19日」にパブコメが終了したが、公布等はまだ無い)いわゆる「施行となる日」ですが、3段階に分かれています。

- (1) 一部施行①⇒国及び地方公共団体……………「2019年 1月24日」から。
- (2) 一部施行②⇒学校、病院、児童福祉施設、行政機関…「2019年 7月 1日」から。
- (3) 全面施行⇒⇒上記以外の施設等……………「2020年 4月 1日」から。

まあ、既に何度も耳にしているでしょうが、『パチンコ店は「2種施設」として(3)に該当する』事となります(汗)

■警察庁から、【パチンコ・ホール団体】への依頼。

2月5日付け、<警察庁丁保発>(※第〇〇号の書面番号については、各団体毎に異なります)の正式書面として、「警察庁生活安全局保安課長」からホール団体宛てに一つの書面が発せられた。タイトルは【健康増進法の一部を改正する法律の一部の規定の施行について】である。

文書内の詳細は、上記に記してある概要なのだが、文末には…『貴団体におかれましては、参加団体、会員企業等に対し、改正法の内容を改めて周知していただきますよう、よろしくお願いたします』と書かれている。

つまり、『2020年4月1日から、ホールは全面禁煙になるから、ちゃんと周知してくださいね』と言う意味になる。法律自体は、無論「風営法」では無く、【改正健康増進法】になるのだが、最近「風営法以外の法律」での周知依頼って、【ギャンブル等依存症対策基本法】くらいだったので、なんとなく『意外ですね』と感じた次第です。

■警察庁から、『周知依頼があった』と言う意味を、あえて深読みしてみる。

警察庁は『周知してください』とは言っているモノの、『徹底するように』とは言っていない。がしかし、当の「2020年4月」を迎えて「周知がされているもの」と前提で、『まだ、全面禁煙化が完了していない』ホール施設があった場合、極論的には『健康増進法で処分対象となりますよ』と言う意味になる(…かもしれない)。

逆に、警察庁側の真意をくみ取るならば…『警察庁側としては、それは本意では無い』とも受け取れるし、何は無くとも『それまでに、ちゃんと対応しておいてね』と言う解釈もできる。

■ホールの対応は…どうする？

いずれにしても、「全面禁煙」の完全施行までには、『あと、1年ちょっと』しか猶予期間はない。『ウチは全面禁煙で、喫煙室は作らない』と言う場合は別の話だが、「喫煙室を作る」と言うホールさんは『無論、設置費用が掛かる』事となる。「費用面」やら、休業含みの「工事日程」やら、設置以後の「メンテナンス費用」やら、「外排気工事の有無」やら、まだまだ、試算すべき事は沢山ありますが、『耳ダンボ』にして、【正確な情報の収集】をお願い致します。

■【喫煙専用室】の設置は、「風営法」問題だけでは無い。

いわゆる<喫煙専用室>の設置に関しては、【風営法】だけでは無く、様々な法律が関係する可能性がありますので、喫煙専用室の設置契約とする前に、「行政書士」等に確認する事をオススメ致します。

【喫煙室設置に関して、抵触する可能性のある法律、または条例】

- ・そもそもの法律・・・【改正健康増進法】
- ・受動喫煙に関する(罰則規定含む)法律・・・各都道府県(または地域)の【受動喫煙防止条例】
- ・営業敷地面積の変更・・・【風俗営業法】
- ・外排気の工事・設計・・・【建築基準法】
- ・火器専用器具の取扱いについて・・・(各都道府県の)【消防法】(※その必要性は薄いと思われます)
- ・室外での喫煙及び外排気による、近隣地域の声・・・【悪臭防止法】または、各都道府県の【環境保全条例】等

ザッと検証しただけでも、いつかの「法律または条例」の問題も考えられますね(汗)

『あの人が言っていた』『販売会社の人が言っていた』『何となく、そう聞いた』・・・と言う話では無く、ちゃんとした「法の話に基づいた」情報と、相応の方に相談をして下さいね。

■「喫煙専用室設置」の【助成金】について。

正式には、【受動喫煙防止対策助成金】と言います。

そして確実に言えることが【3つ】。

- ① 受けられる助成金の「上限金額は100万円」まで。
- ② 助成金の金額は、(パチンコ店の場合は)「工事費の50%」まで。
- ③ 「申請額が予算額に到達した場合」に申請受付を締め切る(予定)・・・<労働基準局予算額=31億円>

・・・と言うのも、それを偽って営業するヤカラが存在しています。『ウチの会社に任せて頂ければ、大丈夫ですよ!』などと言う詐欺業者に引っ掛からない様にして下さいね

詳しくは、【都道府県労働局】、もしくは、「補助金・助成金の専門家」の方にご相談くださいませ。

<このコラムは、[無料コンテンツ](#) に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TKCセミナー」は、基本的に「単一法人様」または「団体」での勉強会となります。

各法人・団体様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせていただきます。

※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させていただきます。

<日 時>:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させていただきます

<場 所>:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。

※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストン大阪営業所」開催は可能(概ね15名まで)

<時 間>:「1日＝4～5時間」が基本となります。(休憩含む拘束時間です)

<費 用>:基本価格～「1開催＝15万円」となります。

<内 容>:ご依頼会社様とのご相談の上決定させていただきます。

※基本的内容は、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。

※「業界動向セミナー」は、随時必要なタイミングにての開催を推奨いたします。

※「パチンコ・係数管理運用セミナー」は、2回～3回(月1回)の連続開催を推奨いたします。

<その他>:交通費(長野県長野市から)・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～<セミナーのカスタマイズ>について～

⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。

弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。

同日(または別日)、別コンテンツの専門的講師の推薦紹介させて頂き、同時(別日)開催となります。

(※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ)

<お問い合わせ>

弊社代表「高橋正人」まで、ご連絡下さいませ。

【メールアドレス】:info@tkc-g.jp

【電話連絡】:(会社)026-256-9677 (携帯)090-3063-1757

有限会社 トータル・ノウ・コネクションズ

住所:長野県長野市南堀530-5

TEL:026-256-9677 FAX:026-256-9688

ホームページ <http://www.tkc-g.jp>

メールアドレス info@tkc-g.jp
